

中央市一般廃棄物処理基本計画【見直し】-概要版-

1. 計画策定の趣旨

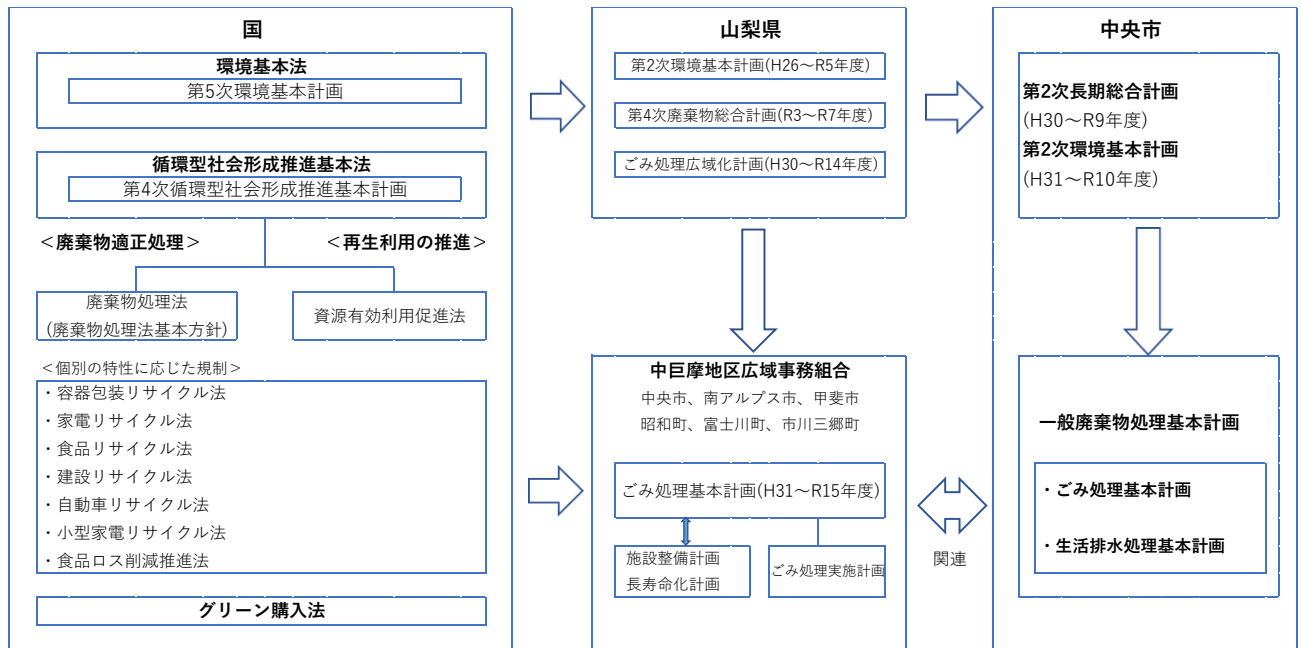
計画見直しの背景

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化、資源化と適正な処理を推進するための基本的な方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

平成 29 年度の策定から 5 年が経過し、令和 3 年度は中間年度となるため、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、計画の中間見直しを行うこととしました。

計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、連動した計画としております。



計画期間と計画区域

- ・計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度 / 中間年度：令和 3 年度
- ・計画区域：本市全域

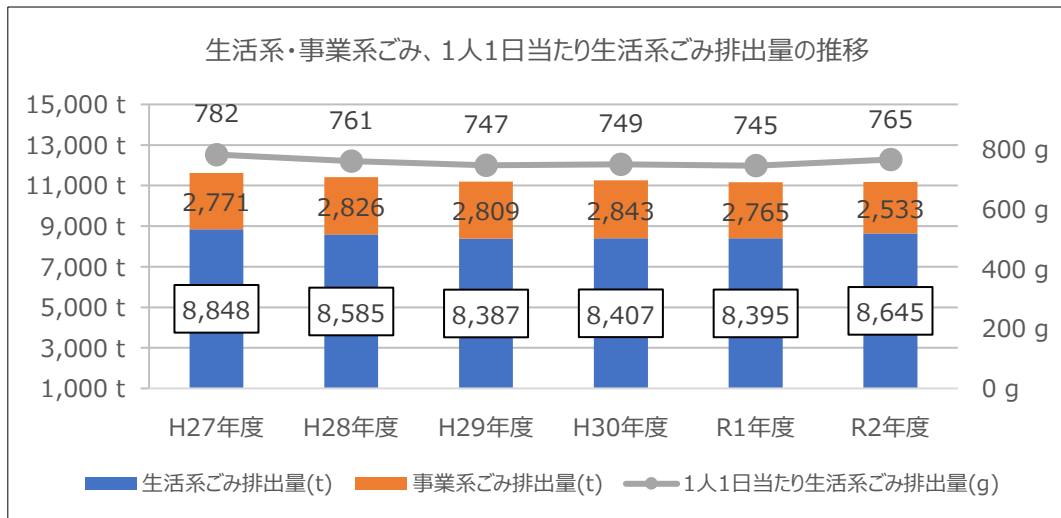
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
計画期間	開始年度	経過期間				(見直し) 中間年度	計画期間				最終年度

2. ごみ処理基本計画

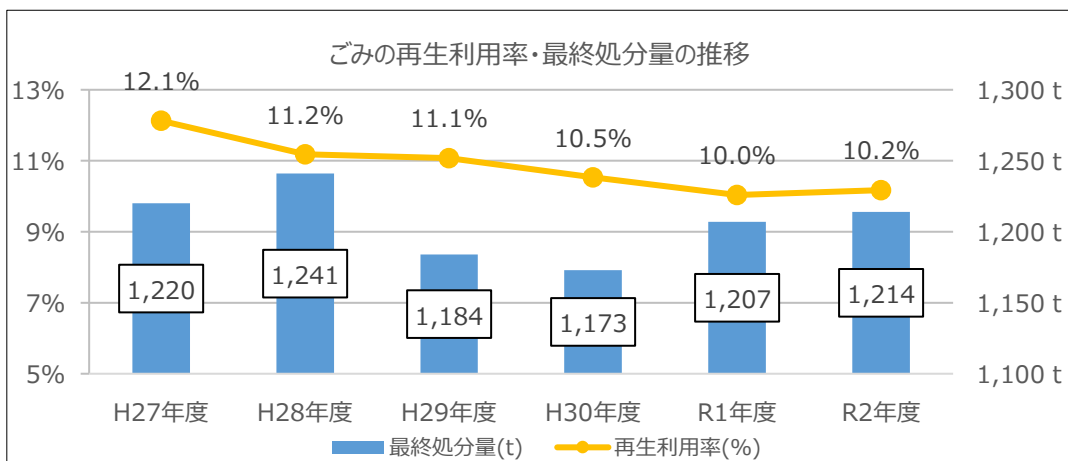
ごみの現状と課題

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は概ね 75%程度であり、わずかながら増減を繰り返し、全体としては横ばい状態にあります。事業系ごみは平成 30 年度をピークに、減少傾向にあります。

なお、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量は、平成 29 年度以降横ばい状態にあります。



また、再生処分量は減少傾向、最終処分量は令和元年度より増加傾向となっており、ごみの資源化が本市の課題です。



これまでのごみ処理の進捗状況

排出量、最終処分量は、小幅であるものの基準年度値に対して順調に削減となっています。

再生利用率は、基準年度値を下回り、逆調となっています。民間企業などが設置する資源ごみの回収所が増加し、それらへ資源ごみを持ち込まれ、市営の 24 時間リサイクルステーションなどの回収量が減少していることも、影響していると考えられます。

項目	基準年度 (平成 27 年度)	実績 (令和 2 年度)	(平成 27 年度比)
排出量	11,619 t	11,178 t	△3.8 %
生活系ごみ	8,848 t	8,645 t	△2.3 %
事業系ごみ	2,771 t	2,533 t	△8.6 %
再生利用率	12.1 %	10.2 %	△1.9 ポイント
最終処分量	1,220 t	1,214 t	△0.5 %

ごみ処理の基本方針

- 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みをさらに推進します。
- 分別を徹底し、適正処理を推進します。
- 効率的な処理体制の整備検討を推進します。
- 災害廃棄物処理の体制整備を推進します。
- 食品ロスの削減を推進します。

数値目標

項目	平成 27 年度（基準年度）	令和 8 年度（目標年度）	増減
排出量	11,619 t	9,610 t	△17.29%
生活系ごみ	8,848 t	7,318 t	△17.29%
事業系ごみ	2,771 t	2,292 t	△17.29%
再生利用率	12.1 %	23.1 %	+11.0 ポイント
最終処分量	1,220 t	723 t	△40.7%

目標達成のための施策

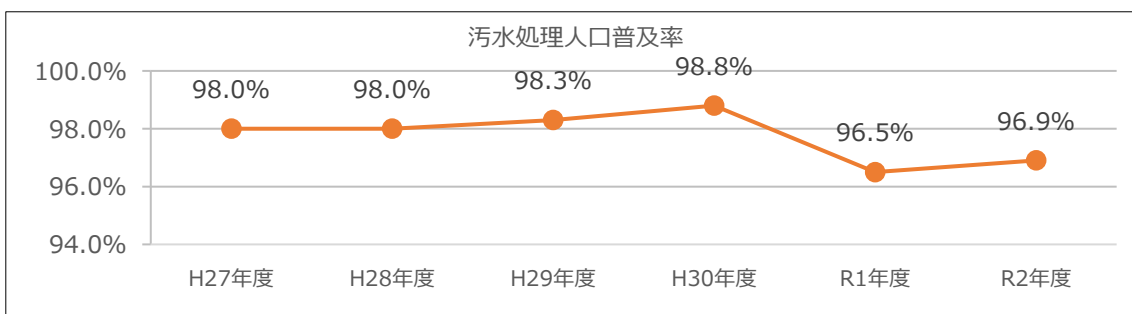
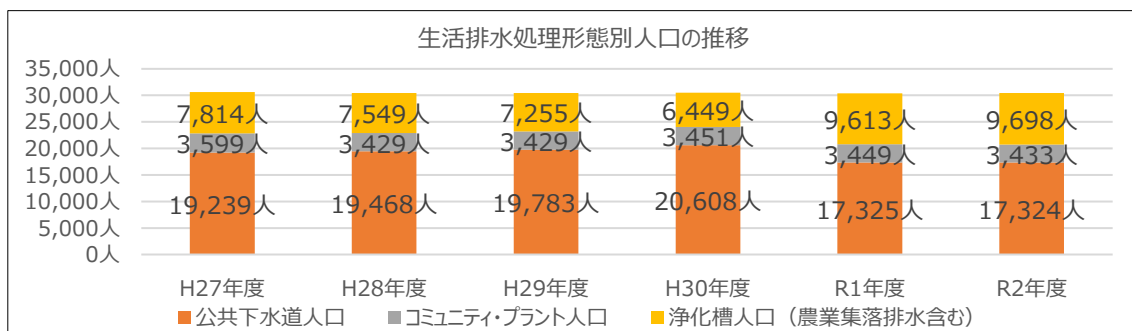
1.生活系ごみの減量・資源化の推進	2.事業系ごみの減量・資源化の推進	3.適正処理の推進
(1) 循環型社会に向けた意識改革 ○啓発活動の推進 ○環境学習の推進 ○グリーン購入の推進 (2) リフューズ、リデュースの推進 ○レジ袋・過剰包装の削減 (3) リユースの推進 ○粗大ごみ・廃家電のリユース推進施策の検討 ○インターネットオークションの活用 ○リサイクルショップとの連携 ○市民のフリーマーケットの支援 ○フードバンク活動への協力（食品ロスの削減） ○イベントなどでのリユース食器の利用 (4) リサイクルの推進 ○分別収集の徹底 ○24 時間リサイクルステーション ○生ごみの堆肥化	(1) 減量・資源化の推進 ○事業者に対するごみ減量化を要請するパンフレット作成 ○グリーン購入などの働きかけ ○フードバンク活動へ働きかけ ○再生可能な紙類の可燃ごみへの混入抑制 (2) 公共施設・学校等における減量・資源化の推進 ○市の公共施設におけるグリーン購入の徹底 ○公共施設での減量・リサイクルの推進 ○学校における生ごみの堆肥化の推進 ○学校・公共施設におけるフリーマーケットの支援	(1) 分別・排出 1) 普及・啓発 ○ごみ収集カレンダーやチラシ、広報誌などの配布 ○転入者・外国籍市民に対する、市窓口でごみの出し方の説明 ○不動産会社、アパート経営者を通じたごみ収集カレンダーの配布 ○市ホームページにおけるごみの出し方ルールの紹介 ○若者世代がスマートフォンで気軽にアクセスできるような情報ツールの導入 ○外国籍市民に対する、英語版などのごみの出し方ルールの説明書の配布周知 2) 排出ルールの徹底 ○分別ルールが守られていないごみ袋には警告シールの貼り付け等 3) ごみ・資源の保管 ○ごみ集積所、24 時間リサイクルステーションの環境美化 4) 不法投棄の防止 ○不適切な排出、不法投棄に対する行政・自治会等による巡回・指導 (2) 収集・運搬 (3) 中間処理・最終処分施設 (4) 災害廃棄物 (5) 処理費用の適正な負担

市民・事業者・市の取り組みと役割分担

市民	○ごみが出ない商品を選ぶ、買すぎない、長く使えるものを選ぶ ○生ごみの水切りなどごみの減量化を心がける ○ルールに従い、分別などごみの適正な処理を心がける ○自治会活動などと協力して、4 R の実行や街の美化に努める
事業者	○環境配慮型、4 R を基本とした事業活動を行う ○グリーン購入を行う ○自らの責任で、ごみの適正処理を進める ○市や地域と連携し、街の美化に努める
市	○自ら率先して 4 R に取り組む ○グリーン購入を行う ○市民や事業者に対する時宜に合った普及・啓発活動を行う ○市民や事業者に効果的な 4 R の仕組み・体制・支援策を整備する

3. 生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状と課題



生活排水処理の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 汚水処理の普及・促進 (2) 持続的で安心できる生活排水処理サービスの提供 (3) 接続率の向上 (4) 合併処理浄化槽への転換
-----------	---

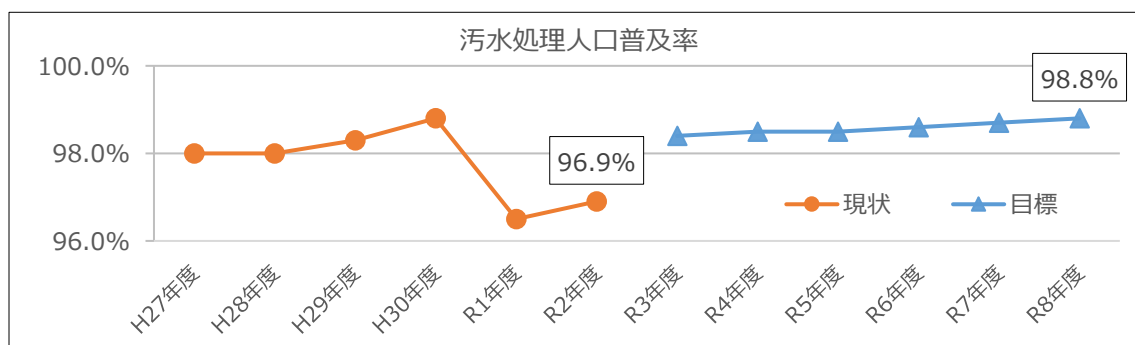
生活排水処理の方針及び目標

【基本方針】

- 集合処理として整備済みの区域を中心に公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの施設整備により、汚水処理を推進します。
- 公共下水道の未整備区域については、事業進捗を図ります。
- 汚水処理対策が必要となる個別処理区域では、合併処理浄化槽の整備促進に向け、検討を進めます。
- コミュニティ・プラント施設を公共下水道に接続します。

【本計画期間目標】

平成28年3月に策定された「中央市汚水処理施設整備構想」において、将来人口予測、経済性、地域特性等を考慮し、汚水処理人口普及率を以下のように設定しています。



【中期目標】

- 計画・目標値：汚水処理人口普及率：98.0% (平成27年度) → 98.7% (令和7年度)

【長期目標】

- 計画・目標値：汚水処理人口普及率：98.0% (平成27年度) → 99.5% (令和17年度)



発行 令和4年3月
編集 中央市役所 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1
電話:055-274-8543 FAX:055-274-1130
E-mail:simin-kankyoku@city.chuo.yamanashi.jp